

HSBC インド・インフラ 株式オープン

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2023年9月15日

追加型投信／海外／株式

- ・本書(本投資信託説明書(交付目論見書))は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・以下の委託会社の〈照会先〉ホームページにて販売会社(当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所)などの詳細情報をご確認いただけます。
- ※投資信託説明書(請求目論見書)は、〈照会先〉ホームページにて閲覧・入手(ダウンロード)が可能です。
- ※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。



- ▶ 本書により行う「HSBC インド・インフラ株式オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年9月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2023年9月15日に生じています。
- ▶ 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者(受益者)に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- ▶ 投資信託(ファンド)の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ▶ 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	アジア	ファミリーファンド	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者です。)

HSBCアセットマネジメント株式会社:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号

設立年月日:1985年5月27日

資本金(本書作成時現在):495百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額(2023年6月末現在):738,509百万円

〈照会先〉 電話番号:03-3548-5690 (受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ:www.assetmanagement.hsbc.co.jp

受託会社(ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。)

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「HSBC インド・インフラ株式マザーファンド」*¹への投資を通じて、主にインド共和国*²のインフラに関連する株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*¹ 以下、「マザーファンド」といいます。 *² 以下、「インド」といいます。

ファンドの特色

1. インドの株式等に投資します。

▶ マザーファンドへの投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・インド国内のインフラ関連企業 ・インドのインフラに関連し、収益のかなりの部分をインド国内の活動から得ている、インド以外の国の企業
投資対象 有価証券	・インドの証券取引所（ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所）に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券） ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。 ・投資対象企業の株価に連動するオプションを表示する証券または証券 等 ※Participatory Note (P-Note)を組み入れます。P-Noteとは、金融業者（銀行、証券会社等）が投資対象国外で発行する証券で、投資対象国の特定の株価に連動します。

▶ 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。

▶ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. インドのインフラに関連する企業の株式の中から銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。

インフラとは

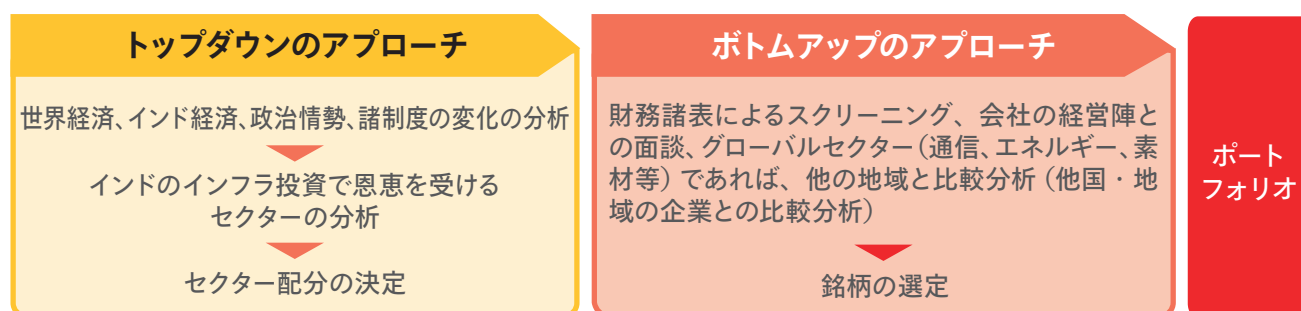
インフラストラクチャーの略で、道路、鉄道、港湾、空港、^{かんがい}灌漑、電力、通信、公共住宅など、経済発展のために不可欠な社会基盤のことです。

3. HSBCグローバル・アセット・マネジメント(シンガポール) リミテッドが運用を行います。

- ▶ 運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(シンガポール) リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

- ▶ 投資プロセス

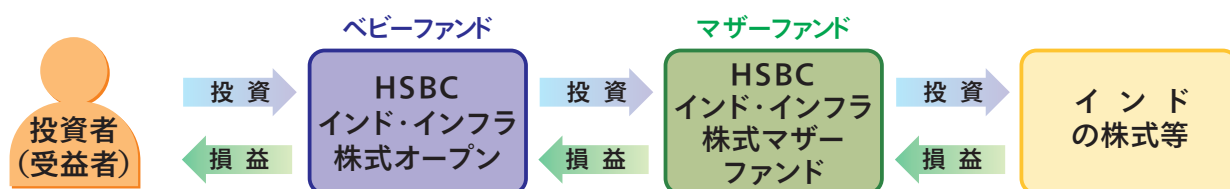


- ▶ HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

年1回の決算時(毎年6月17日、休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。取扱いコースの有無および各コースの名称は販売会社により異なります。

「一般コース」の分配金は、税引後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税引後、決算日の基準価額で、無手数料で再投資されます。

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

《HSBCグループおよびHSBCアセットマネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる62の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- ▶ 委託会社が属するHSBCアセットマネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCアセットマネジメントは23の国と地域に拠点をもち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

(HSBCアセットマネジメント株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。)

2 投資リスク

投資信託は**元本保証のない金融商品**です。また、投資信託は**預貯金とは異なることにご注意ください**。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの**運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します**。

基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

株 価 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。
信 用 リ ス ク	株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。
流 動 性 リ ス ク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。 新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。
税 制 変 更 リ ス ク	インド株式等への投資部分に対しては、インドの税制に従って課税されます。インドにおいては非居住者による1年未満の保有有価証券の売買益に対してキャピタル・ゲイン課税が適用されております。将来、税率、課税方法の変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- ▶ 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ▶ 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ▶ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ▶ 他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

- ▶ 運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

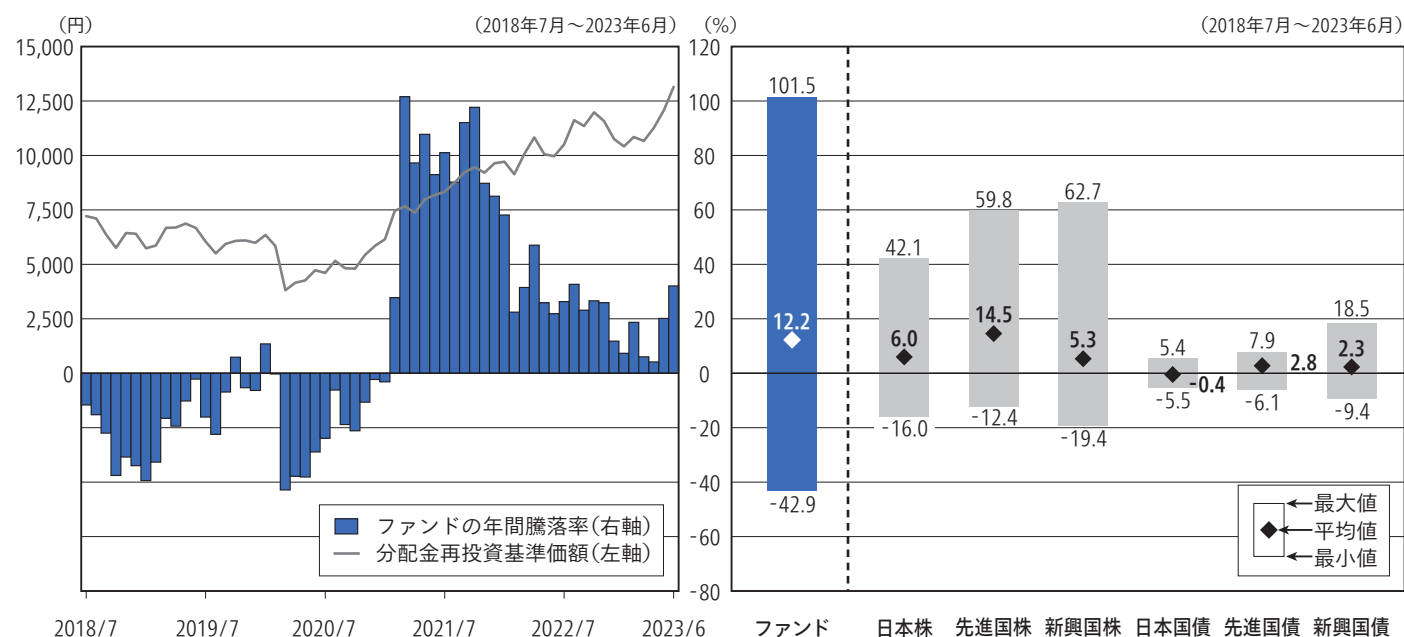
運用リスクの管理については、HSBCアセットマネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

- ▶ 流動性リスクの管理については、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

〈参考情報〉

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注) 分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

(注) グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。
ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について〉

各資産クラスの指数

日本株: 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株: MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI 国債

先進国債: FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債: JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

○東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX 総研または株式会社JPX 総研の関連会社に帰属します。

○MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

○MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

○NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

○FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

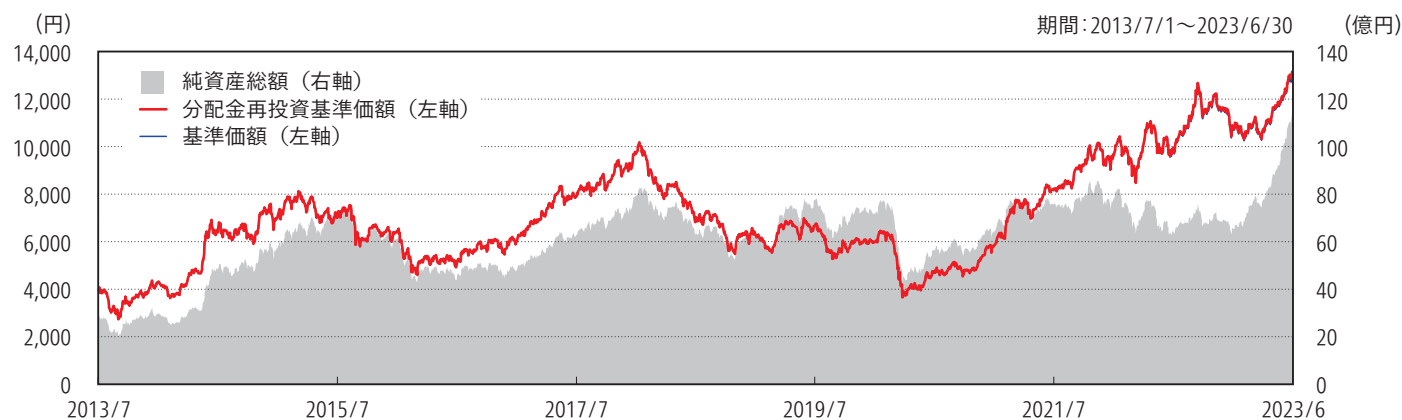
JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

3 運用実績

(2023年6月末現在)基準価額:12,957円/純資産総額:114億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



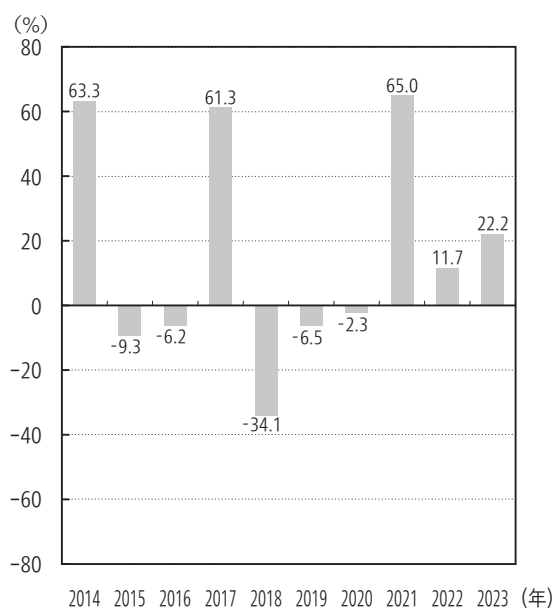
注: 基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第14期(2023年6月)	100円
第13期(2022年6月)	60円
第12期(2021年6月)	0円
第11期(2020年6月)	0円
第10期(2019年6月)	0円
設定来累計	160円

注: 分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2023年は、年初から6月末までの騰落率です。

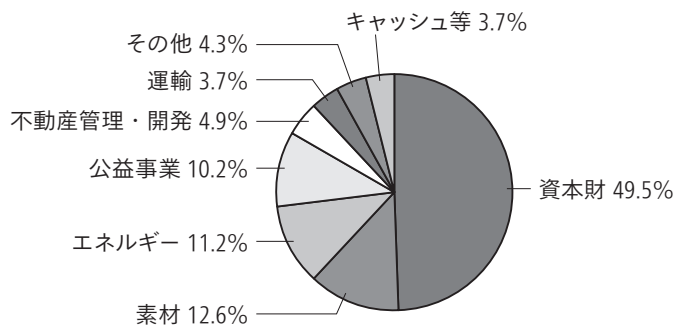
③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

順位	銘柄名	業種	比率
1	ラーセン・アンド・トゥブロ	資本財	9.4%
2	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	7.9%
3	インド国営火力発電公社	公益事業	4.4%
4	バーラト・エレクトロニクス	資本財	3.6%
5	ジンダル・スチール・アンド・パワー	素材	3.1%
6	DLF	不動産管理・開発	3.0%
7	ダルミア・バーラト	素材	2.9%
8	ブルー・スター	資本財	2.9%
9	ウルトラ・テック・セメント	素材	2.8%
10	カーボランダム・ユニバーサル	素材	2.8%
組入銘柄数			41

・銘柄名は、報道等の表記を参考に委託会社が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。

業種別組入比率



・上記データは各銘柄の株式およびオプション証券等を含めて表示しています。
・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.06%です。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 *購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降に販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	2023年9月15日から2024年3月14日まで (当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、インドの証券取引所(ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所)、香港の証券取引所の休場日のいずれかに該当する場合には、購入および換金の申込受付は行いません。
購入・換金の申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	無期限(信託設定日:2009年10月1日)
繰上償還	ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年6月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、決算時および償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 ※2023年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。
その他	基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「印度インフラ」の略称で掲載されます。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、 3.85% (税抜3.50%) を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。	商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.50% の率を乗じて得た額(換金時)	換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)		年 2.09% (税抜年1.90%) 以内 運用管理費用は、以下の信託報酬率により計算されます。			ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
純資産総額のうち、		25億円以下の部分	25億円超 50億円以下の部分	50億円超の部分	
信託報酬率	税込	年1.76%	年1.87%	年2.09%	
	税抜	年1.60%	年1.70%	年1.90%	
内訳 (税抜)	(委託会社)	年0.83%	年0.93%	年1.13%	ファンドの運用等の対価 (運用委託先への報酬が含まれます。)
	(販売会社)	年0.70%	年0.70%	年0.70%	分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	(受託会社)	年0.07%	年0.07%	年0.07%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
その他費用 ・手数料		ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料／保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用／印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用／監査法人等に支払う監査報酬等 [純資産総額に対し上限年0.20%として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、 毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。] ※その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。			

ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

〈税金〉

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

・法人の場合は、上記とは異なります。

・上記は、2023年6月末現在のものです。

・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

HSBC インド・インフラ株式オープン

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書(請求目論見書)

2023年9月15日

【発行者名】	HSBCアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金子 正幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目 11 番 1 号
【有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所】	該当事項はありません

HSBCアセットマネジメント株式会社

※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

※本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書であり、
投資者の請求により交付される請求目論見書です。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「H S B C インド・インフラ株式オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2023 年 9 月 14 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は 2023 年 9 月 15 日に生じています。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。
4. 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

※本請求目論見書は、有価証券届出書の「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」ならびに「第三部 委託会社等の情報 第 1 委託会社等の概況」の内容を記載したものです。また、本請求目論見書の巻末に、約款を添付しております。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

HSBC インド・インフラ株式オープン（「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

※上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12)その他」に記載の＜照会先＞へお問い合わせください。その他、原則として計算日（基準価額が算出される日）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「印度インフラ」の略称で掲載されます。

(5) 【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

(6) 【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年9月15日から2024年3月14日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12)その他」に記載の＜照会先＞へお問い合わせください。

※販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金(購入代金)を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加えた金額となります。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

①申込証拠金はありません。

②日本以外の国・地域における発行はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿(振替口座簿)への記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

<照会先>

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、「HSBC インド・インフラ株式マザーファンド」*1への投資を通じて、主にインド共和国*2のインフラに関連する株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*1 以下、「マザーファンド」といいます。 *2 以下、「インド」といいます。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」*に属します。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
単位型 追加型	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あ り

	内 外	その他資産 資産複合	その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産(投資信託 証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日 々 その他	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
--	-----	---------------	--	---	--------------------------------------	----------------------	----

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(株式))」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、親投資信託への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3) 投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象とするものをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

③信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1) インドの株式等に投資します。

・マザーファンドへの投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・インド国内のインフラ関連企業 ・インドのインフラに関連し、収益のかなりの部分をインド国内の活動から得ている、インド以外の国の企業
投資対象有価証券	・インドの証券取引所(ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所)に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券) ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。 ・投資対象企業の株価に連動するオプションを表示する証券または証券 等 ※Participatory Note(P-Note)を組み入れます。P-Noteとは、金融業者(銀行、証券会社等)が投資対象国外で発行する証券で、投資対象国の特定の株価に連動します。

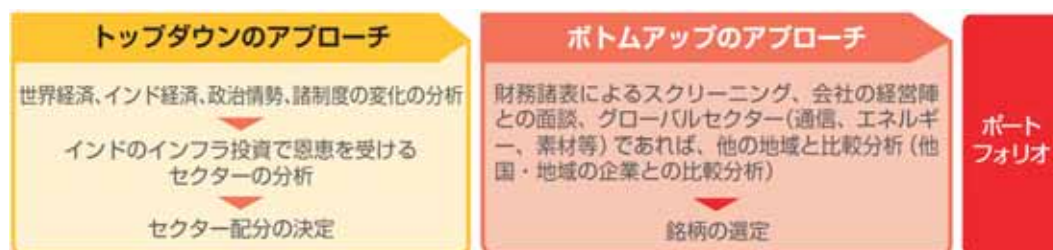
- ・株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2) インドのインフラに関連する企業の株式の中から銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。

インフラとは インフラストラクチャーの略で、道路、鉄道、港湾、空港、^{かんがい}灌漑、電力、通信、公共住宅など、経済発展のために不可欠な社会基盤のことです。

3) HSBCグローバル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドが運用を行います。

- ・運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。
- ・投資プロセス



- ・HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

＜＜HSBCグループおよびHSBCアセットマネジメント＞＞

▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる62の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。

▶ 委託会社が属するHSBCアセットマネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCアセットマネジメントは23の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かし、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

(HSBCアセットマネジメント株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。)

(2) 【ファンドの沿革】

2009年10月1日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始
2023年8月1日 当ファンドの主要投資対象である親投資信託「HSBC インド・インフラ株式マザー

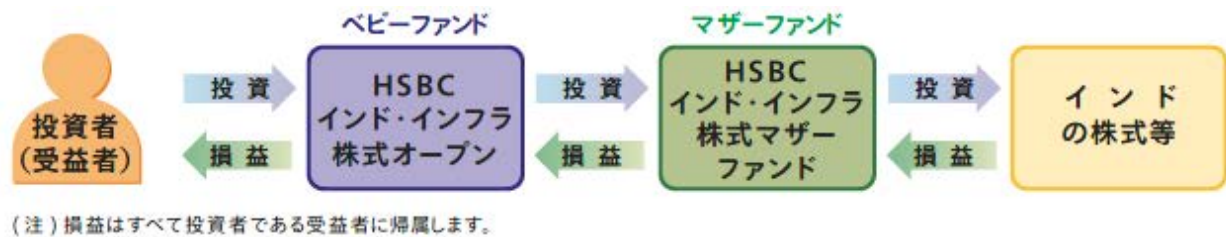
ファンド」の運用委託先を、「HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド」から「HSBCグローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

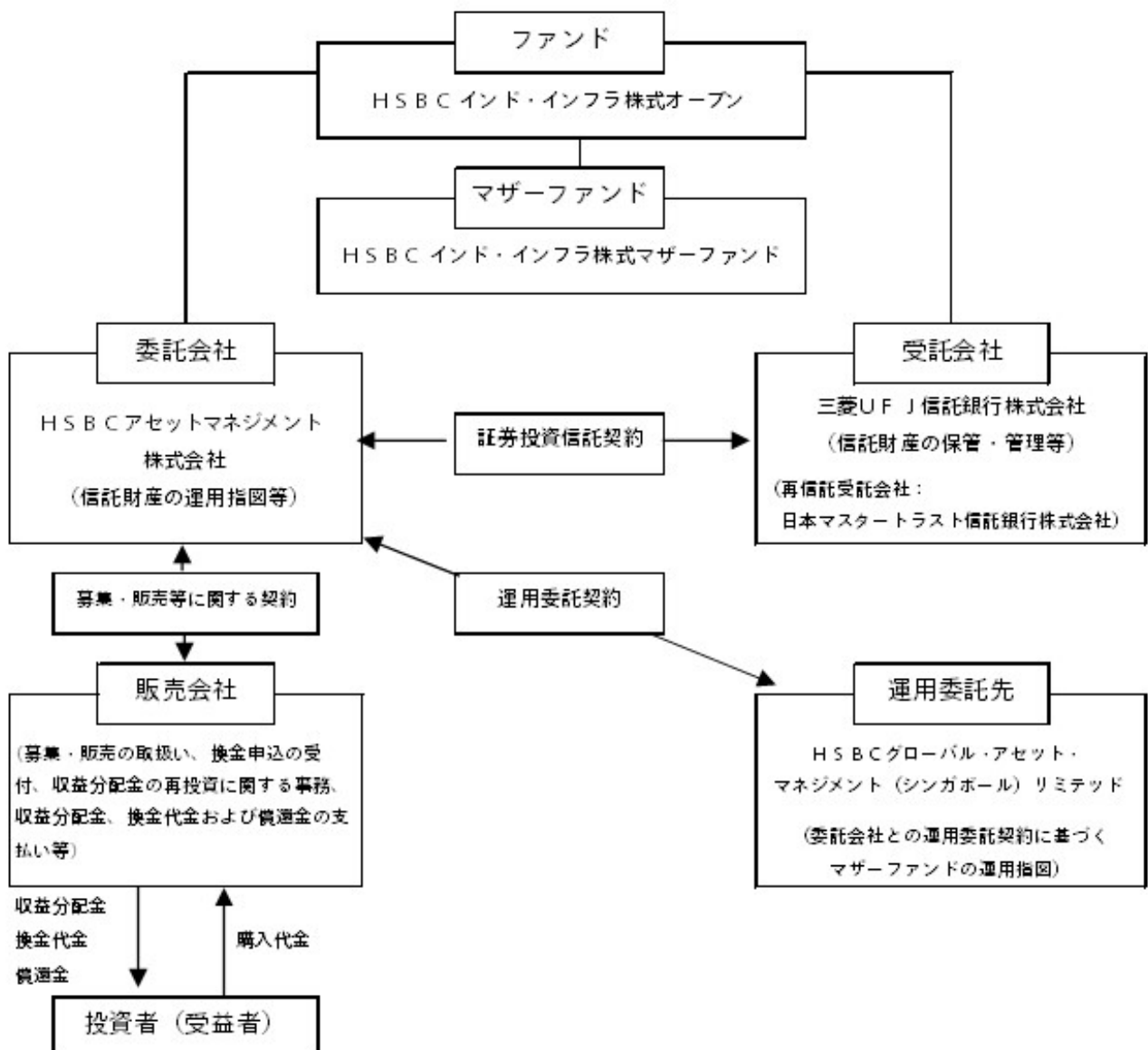
①ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



②関係法人の概要



<委託会社が関係法人と締結している契約等の概要>

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- 3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

③委託会社の概況

- 1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

1985年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
1987年 3月12日	投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1994年 2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
1998年 4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 6月16日	証券投資信託委託業の認可
2003年 3月 1日	HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 4月25日	HSBC投信株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業の登録
2021年11月 1日	HSBCアセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	香港クイーンズロード・セントラル1番地	2,100	100.00

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主にインドの証券取引所に上場しているインフラ関連株式に投資するマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

②投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- 2) 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用（主としてインドの証券取引所に上場されているインフラ関連株式に投資）を直接行うことがあります。
- 3) 上記の証券取引所は、ボンベイ証券取引所およびナショナル証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式や投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）も投資対象とすることがあります。
- 4) 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- 5) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、ヘッジ目的に限定します。
- 7) 償還準備に入った場合、市況動向、大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の1) から22) までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有

するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含まます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

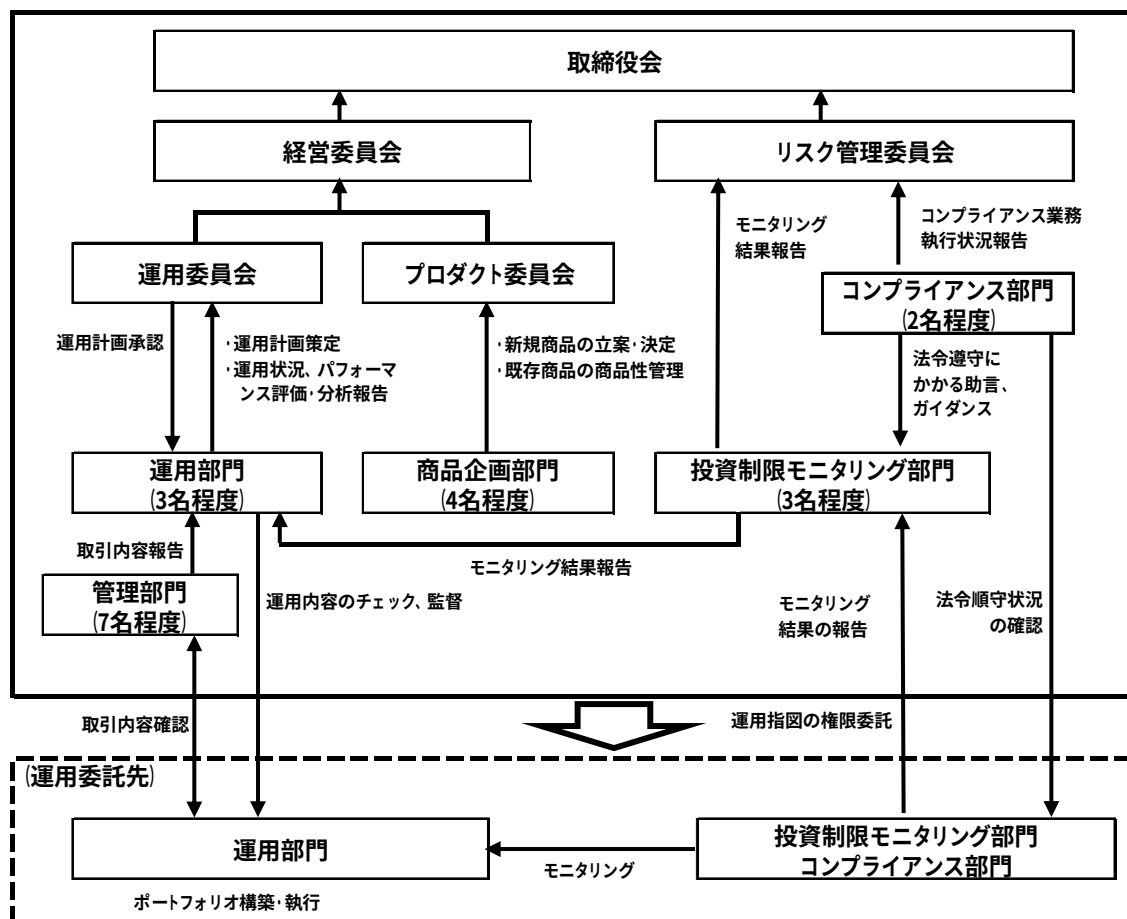
③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5) の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1) から4) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】



■当ファンドの運用

当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの運用は、委託会社との運用委託契約に基づき、HSBCグローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（運用委託先：投資顧問会社）が行います。

■当ファンドの運用管理体制

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、運用委託先のシステムにて照合を行います。照合後、照合結

果を管理部門へ報告します。

投資ガイドライン（法令・社内ルールを含む）の遵守状況については、運用委託先において、運用部門から独立した投資制限モニタリング部門が、売買発注システム等を利用して日々モニタリングを行い、ガイドライン違反等で是正が必要と認められた場合には、運用委託先運用部門に対して必要な措置を講じるよう求めます。委託会社においては、運用委託先から投資ガイドラインのモニタリング結果や違反が生じた場合の報告を受け、必要に応じて運用委託先へ適切な指示を行います。また、コンプライアンス部門は、運用委託先の法令遵守状況を定期的に確認しています。

運用委託先による投資ガイドラインの遵守状況は定期的にリスク管理委員会等に報告され、委託会社において遵守状況の組織的なレビューを行っています。

■運用体制の監督機関

- ・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

- ・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

- ・経営委員会

上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

- ・リスク管理委員会

ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

■受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

■ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしたがいます。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

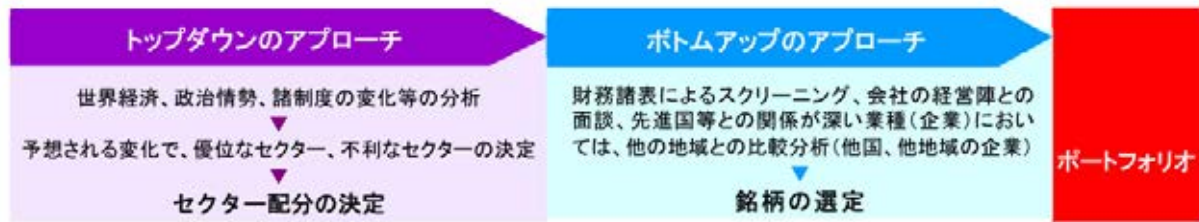
運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

＜HSBCアセットマネジメントの投資プロセス＞

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、委託会社が属するHSBCアセットマネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析(トップダウン)と徹底した企業分析(ボトムアップ)を併用しています。



※運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

年1回の決算時(毎年6月17日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

- 1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。)にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜分配金に関する留意点＞

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

①当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券等への投資制限

- (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (c) 前記(a)および(b)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(後記5)、6)、7)の(b)および15)の(b)において同じ。)

5) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

6) 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額と

の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

7) 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株式を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株式の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

8) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間(信託契約締結日から、信託終了日または信託契約解約の日までをいいます。以下同じ。)を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ. およびロ. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前記(a)のイ. およびロ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 公社債の空売り

委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

14) 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入れにかかる品借料は信託財産から支払います。

15) 外国為替予約の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

16) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

17) 再投資の指図

委託会社は、前記16)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

18) 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の

手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産から支払います。

19) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

20) 信用リスク集中回避のための投資制限

前記1) から19) までの記載にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンド（HSBC インド・インフラ株式マザーファンド）の投資方針

（1）運用の基本方針

①基本方針

主にインドの証券取引所に上場しているインフラ関連株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

②投資態度

1) 主としてインドの証券取引所に上場されているインフラ関連株式に投資します。また、インドのインフラに関わるインド以外の国の企業の株式に投資する場合があります。

2) 上記の証券取引所は、ボンベイ証券取引所およびナショナル証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式や、投資対象企業のADR（米国預託

証書)やGDR(グローバル預託証書)も投資対象とすることがあります。

- 3) 運用委託契約に基づいてHSBCグローバル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- 4) 株式の組入比率は、原則として高位に維持します。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、ヘッジ目的に限定します。
- 7) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

①投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社(運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。)は、信託金を、主として次の1)から22)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に

限ります。)

20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券(投資法人債券(外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。))を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することの指図ができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

1) 株式への投資には制限を設けません。

2) 外貨建資産への投資には制限を設けません。

3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

5) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

6) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

7) 公社債の空売りは行わないものとします。

8) 先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) デリバティブ取引等にかかる投資制限
- 委託会社は、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 12) 信用取引の指図範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株式を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株式の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 14) 公社債の借入れ
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 前記(a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 前記(a)の借入れにかかる品借料は信託財産から支払います。
- 15) 外国為替予約の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

16) 信用リスク集中回避のための投資制限

前記1) から15) までの記載にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド(マザーファンドを含みます。)の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

①基準価額の変動リスク

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります、基準価額が下落する要因となります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示

制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6) 投資対象国における税制変更にかかるリスク

インドの株式市場を主要な投資対象とする当ファンドでは、インドの税制にしたがって課税されます。非居住者による1年未満の保有有価証券の売買益に対してキャピタル・ゲイン課税が適用されております。将来これらの税率、課税方法が変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

7) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

8) その他

当ファンドが投資する公社債、および短期金融商品に債務不履行が発生した場合、または予測される場合には、当該公社債および短期金融商品の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

②デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブ取引を行うことがあります。

③その他の留意点

1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。

2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

3) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

4) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。

5) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(購入代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

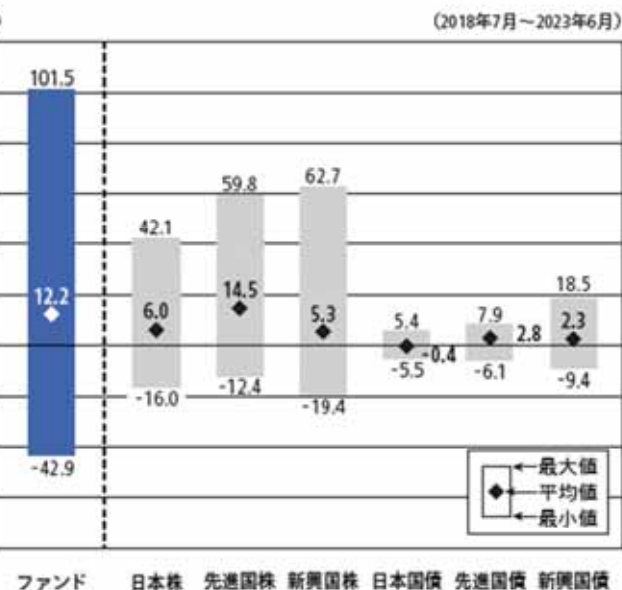
6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(注) 分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注) グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

(代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について)

各資産クラスの指数

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI 国債
- 先進国債: FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債: JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

○東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX 総研または株式会社JPX 総研の関連会社に帰属します。

○MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

○MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

○NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

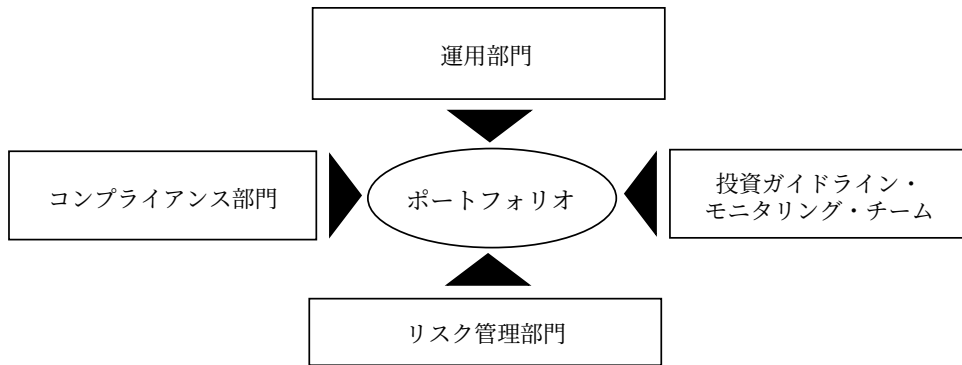
○FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(2) 運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。
- ・リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

※運用リスクに対する管理については、HSBアセットマネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

- (3) 流動性リスクの管理については、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

(換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。)

(3) 【信託報酬等】

①運用管理費用(信託報酬)の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.09%(税抜年1.90%)以内の率(以下の信託報酬率)を乗じて得た金額を費用として計上します。

純資産総額のうち、	信託報酬率
25億円以下の部分	年1.76%(税抜年1.60%)
25億円超50億円以下の部分	年1.87%(税抜年1.70%)
50億円超の部分	年2.09%(税抜年1.90%)

②信託報酬の支払い

上記①の信託報酬(信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分(税抜)は次のとおりです。

純資産総額のうち、	委託会社	販売会社	受託会社
25億円以下の部分	年0.83%	年0.70%	年0.07%
25億円超50億円以下の部分	年0.93%	年0.70%	年0.07%
50億円超の部分	年1.13%	年0.70%	年0.07%

※委託会社の報酬には、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドへのマザーファンドの運用委託契約に基づく投資顧問報酬が含まれています。

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

(委託会社) ファンドの運用等の対価

(販売会社) 分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

(受託会社) 運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

①株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

②保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

③借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

④信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

⑤その他諸費用

1) 投資信託振替制度にかかる手数料および費用

2) 印刷業者等に支払う以下の費用

- ・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成および提出にかかる費用
- ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
- ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

3) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

4) その他、当ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、投資信託約款の作成および届出、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用など

委託会社は、前記⑤記載のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際、あらか

じめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて日々信託財産に計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他諸費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記①～⑤に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた費用等のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

※投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金について」をご参照ください。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

＜個人の受益者に対する課税＞

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、20.315%（所得税*15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されませ

ん。)または申告分離課税を選択することもできます。

2) 換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、20.315%(所得税*15.315%および地方税5%)の税率となります。

3) 換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告することにより、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託など)の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))の利子所得、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

《法人の受益者に対する課税》

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税*のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

* 所得税については、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

(注) 上記の内容は2023年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2023年6月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	11,456,234,156	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△6,613,761	△0.06
合計(純資産総額)		11,449,620,395	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	HSBC インド・インフラ 株式マザーファンド	6,885,169,876	1.6350	11,257,268,256	1.6639	11,456,234,156	100.06

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年6月末および同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末（2014年 6月17日）	4,720,449,901	4,720,449,901	0.6346	0.6346
第6計算期間末（2015年 6月17日）	6,706,302,467	6,706,302,467	0.6799	0.6799
第7計算期間末（2016年 6月17日）	4,649,044,824	4,649,044,824	0.5179	0.5179
第8計算期間末（2017年 6月19日）	6,287,858,786	6,287,858,786	0.7952	0.7952
第9計算期間末（2018年 6月18日）	6,782,626,229	6,782,626,229	0.7429	0.7429
第10計算期間末（2019年 6月17日）	7,507,004,212	7,507,004,212	0.6599	0.6599
第11計算期間末（2020年 6月17日）	5,333,003,143	5,333,003,143	0.4481	0.4481
第12計算期間末（2021年 6月17日）	7,749,105,150	7,749,105,150	0.8269	0.8269
第13計算期間末（2022年 6月17日）	6,318,935,063	6,358,306,040	0.9630	0.9690
第14計算期間末（2023年 6月19日）	10,962,206,794	11,048,249,697	1.2740	1.2840
2022年 6月末	6,469,077,218	—	0.9886	—
7月末	6,738,711,288	—	1.0436	—
8月末	7,105,012,248	—	1.1542	—
9月末	6,676,038,913	—	1.1277	—
10月末	6,981,759,638	—	1.1894	—
11月末	6,896,107,650	—	1.1511	—
12月末	6,529,986,268	—	1.0683	—
2023年 1月末	6,722,681,389	—	1.0343	—
2月末	7,576,859,546	—	1.0765	—
3月末	7,718,690,399	—	1.0594	—
4月末	8,505,070,317	—	1.1183	—
5月末	9,886,471,201	—	1.1989	—
6月末	11,449,620,395	—	1.2957	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第5計算期間	2013年 6月18日～2014年 6月17日	0.0000
第6計算期間	2014年 6月18日～2015年 6月17日	0.0000
第7計算期間	2015年 6月18日～2016年 6月17日	0.0000
第8計算期間	2016年 6月18日～2017年 6月19日	0.0000
第9計算期間	2017年 6月20日～2018年 6月18日	0.0000
第10計算期間	2018年 6月19日～2019年 6月17日	0.0000
第11計算期間	2019年 6月18日～2020年 6月17日	0.0000
第12計算期間	2020年 6月18日～2021年 6月17日	0.0000
第13計算期間	2021年 6月18日～2022年 6月17日	0.0060
第14計算期間	2022年 6月18日～2023年 6月19日	0.0100

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第5計算期間	2013年 6月18日～2014年 6月17日	55.7

第6計算期間	2014年 6月18日～2015年 6月17日	7.1
第7計算期間	2015年 6月18日～2016年 6月17日	△23.8
第8計算期間	2016年 6月18日～2017年 6月19日	53.5
第9計算期間	2017年 6月20日～2018年 6月18日	△6.6
第10計算期間	2018年 6月19日～2019年 6月17日	△11.2
第11計算期間	2019年 6月18日～2020年 6月17日	△32.1
第12計算期間	2020年 6月18日～2021年 6月17日	84.5
第13計算期間	2021年 6月18日～2022年 6月17日	17.2
第14計算期間	2022年 6月18日～2023年 6月19日	33.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第5計算期間	2013年 6月18日～2014年 6月17日	2,674,150,105	2,356,159,130	7,438,427,680
第6計算期間	2014年 6月18日～2015年 6月17日	6,803,331,752	4,378,109,370	9,863,650,062
第7計算期間	2015年 6月18日～2016年 6月17日	1,961,020,119	2,847,087,130	8,977,583,051
第8計算期間	2016年 6月18日～2017年 6月19日	2,225,332,476	3,295,240,101	7,907,675,426
第9計算期間	2017年 6月20日～2018年 6月18日	4,731,986,390	3,510,000,164	9,129,661,652
第10計算期間	2018年 6月19日～2019年 6月17日	4,366,822,017	2,120,066,662	11,376,417,007
第11計算期間	2019年 6月18日～2020年 6月17日	2,760,128,922	2,235,054,089	11,901,491,840
第12計算期間	2020年 6月18日～2021年 6月17日	2,202,749,045	4,732,894,214	9,371,346,671
第13計算期間	2021年 6月18日～2022年 6月17日	2,121,611,944	4,931,129,040	6,561,829,575
第14計算期間	2022年 6月18日～2023年 6月19日	4,226,493,571	2,184,032,748	8,604,290,398

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）H S B C インド・インフラ株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インド	11,032,009,568	96.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	424,111,099	3.70
合計（純資産総額）		11,456,120,667	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インド	株式	LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	250,000	4,212.90	1,053,226,000	4,310.18	1,077,545,250	9.41
2	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	200,000	4,587.77	917,554,400	4,502.51	900,502,000	7.86
3	インド	株式	NTPC LIMITED	公益事業	1,500,000	334.99	502,494,000	336.59	504,897,000	4.41
4	インド	株式	BHARAT ELECTRONICS LIMITED	資本財	1,900,000	222.85	423,426,400	214.93	408,376,500	3.56
5	インド	株式	JINDAL STEEL & POWER LTD	素材	350,000	968.67	339,036,600	1,025.45	358,910,300	3.13
6	インド	株式	DLF LIMITED	不動産管理・開発	396,072	882.87	349,684,046	864.90	342,563,464	2.99
7	インド	株式	DALMIA BHARAT LTD	素材	85,000	4,013.63	341,158,805	3,950.79	335,817,915	2.93
8	インド	株式	BLUE STAR LTD	資本財	240,000	1,365.97	327,833,011	1,367.57	328,217,760	2.86
9	インド	株式	ULTRATECH CEMENT LTD	素材	22,000	14,833.18	326,330,070	14,703.95	323,487,054	2.82
10	インド	株式	CARBORUNDUM UNIVERSAL LTD	素材	150,000	2,192.07	328,810,500	2,116.06	317,409,600	2.77
11	インド	株式	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	公益事業	700,000	438.68	307,076,700	445.26	311,686,900	2.72
12	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	電気通信サービス	200,000	1,491.28	298,256,800	1,552.51	310,503,200	2.71
13	インド	株式	KEI INDUSTRIES LIMITED	資本財	75,000	3,992.36	299,427,150	4,127.46	309,559,800	2.70
14	インド	株式	OIL AND NATURAL GAS CORPORATION	エネルギー	1,000,000	279.46	279,460,000	282.21	282,219,000	2.46

			LIMITED							
15	インド	株式	POLYCAB INDIA LTD	資本財	40,000	6,362.96	254,518,640	6,433.00	257,320,360	2.25
16	インド	株式	FINOLEX CABLES LTD	資本財	175,000	1,552.78	271,737,025	1,427.02	249,729,550	2.18
17	インド	株式	PNC INFRA TECH LIMITED	資本財	425,000	599.41	254,751,375	585.97	249,039,800	2.17
18	インド	株式	ABB INDIA LIMITED	資本財	30,000	7,719.68	231,590,460	7,851.75	235,552,740	2.06
19	インド	株式	SIEMENS INDIA LIMITED	資本財	35,000	6,751.71	236,310,130	6,701.25	234,543,925	2.05
20	インド	株式	HG INFRA ENGINEERING LTD	資本財	150,000	1,532.13	229,820,250	1,523.32	228,498,600	1.99
21	インド	株式	ASHOK LEYLAND LIMITED	資本財	750,000	292.63	219,474,000	295.39	221,543,250	1.93
22	インド	株式	PHOENIX MILLS LTD	不動産管理・開発	80,000	2,814.18	225,134,400	2,740.57	219,246,160	1.91
23	インド	株式	KIRLOSKAR OIL ENGINES LTD	資本財	300,000	739.41	221,823,600	684.76	205,429,800	1.79
24	インド	株式	ESCORTS LIMITED	資本財	50,000	3,879.33	193,966,600	3,907.54	195,377,250	1.71
25	インド	株式	KNR CONSTRUCTIONS LIMITED	資本財	450,000	429.33	193,201,200	428.98	193,041,000	1.69
26	インド	株式	GUJARAT STATE PETRONET LIMITED	公益事業	375,000	537.11	201,418,125	510.14	191,305,500	1.67
27	インド	株式	VRL LOGISTICS LIMITED	運輸	150,000	1,284.18	192,627,150	1,259.70	188,955,900	1.65
28	インド	株式	TIMKEN INDIA LTD	資本財	30,000	6,088.03	182,641,101	6,065.43	181,963,170	1.59
29	インド	株式	HONEYWELL AUTOMATION INDIA	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,400	74,832.00	179,596,802	74,358.61	178,460,664	1.56
30	インド	株式	POWER MECH PROJECTS LTD	資本財	30,000	5,836.74	175,102,320	5,867.85	176,035,770	1.54

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	不動産管理・開発	4.90
		エネルギー	11.18
		素材	12.64
		資本財	49.46
		運輸	3.70
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.56
		電気通信サービス	2.71
		公益事業	10.15
合計			96.30

(注) 業種分類は、世界産業分類基準 (GICS) に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

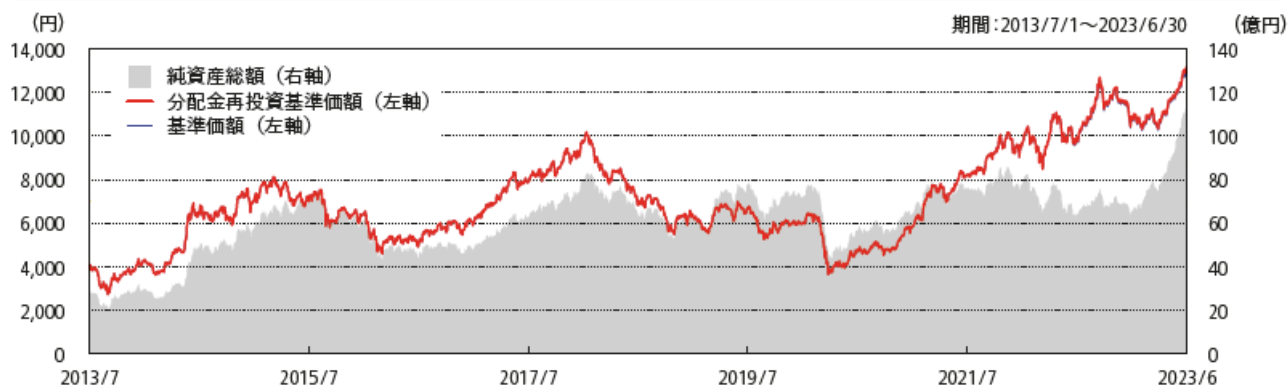
該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

(2023年6月末現在) 基準価額: 12,957円/純資産総額: 114億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



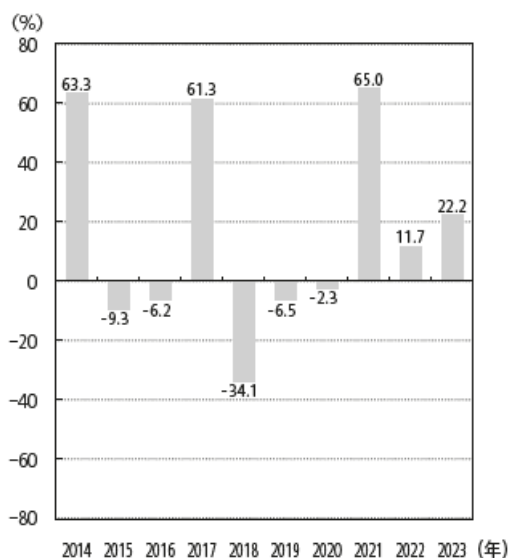
注: 基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第14期(2023年6月)	100円
第13期(2022年6月)	60円
第12期(2021年6月)	0円
第11期(2020年6月)	0円
第10期(2019年6月)	0円
設定来累計	160円

注: 分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2023年は、年初から6月末までの騰落率です。

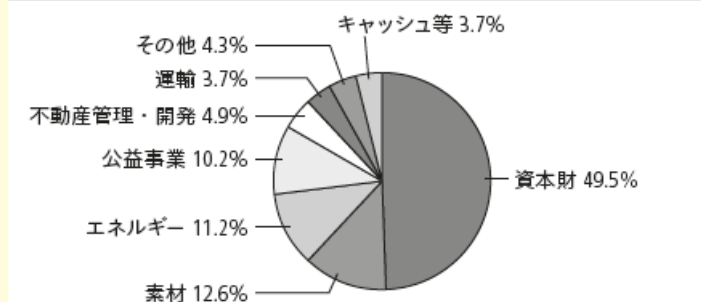
③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

順位	銘柄名	業種	比率
1	ラーセン・アンド・トゥプロ	資本財	9.4%
2	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	7.9%
3	インド国営火力発電公社	公益事業	4.4%
4	パーラト・エレクトロニクス	資本財	3.6%
5	ジンダル・スチール・アンド・パワー	素材	3.1%
6	DLF	不動産管理・開発	3.0%
7	ダルミア・パーラト	素材	2.9%
8	ブルー・スター	資本財	2.9%
9	ウルトラ・テック・セメント	素材	2.8%
10	カーボランダム・ユニバーサル	素材	2.8%
組入銘柄数			41

・銘柄名は、報道等の表記を参考に委託会社が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。

業種別組入比率



・上記データは各銘柄の株式およびオプション証券等を含めて表示しています。
・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.06%です。

ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

※上記「③主要な資産の状況」については、投資家の利便性に資するため、銘柄の名寄せおよび業種等の編集を行っている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

（2）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース*があります。

「一般コース」……………収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」……分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

* 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（3）購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

（4）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

（5）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（6）購入申込受付不可日

購入申込日がインドの証券取引所（ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所）および香港の証券取引所の休場日のいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

①購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

*やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

②受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(2) 換金単位

販売会社によって異なります。

(3) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、後記(4)記載の信託財産留保額を控除した価額とします。

ファンドの換金価額に関しては、販売会社または次の〈照会先〉にお問い合わせください。

〈照会先〉

委託会社

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(4) 換金手数料・信託財産留保額

換金手数料・・・ありません。

信託財産留保額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

(5) 支払開始日

換金代金は、原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日がインドの証券取引所(ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所)および香港の証券取引所の休場日のいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

①換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3) 換金価額」に準じて計算された価額とします。

*やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

②振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜当ファンドの主たる投資対象の評価方法＞

マザーファンドを通じて投資する海外の取引所上場株式の評価は、原則として、海外の取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額(1万口当たり)は翌日の日本経済新聞朝刊に「印度インフラ」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の〈照会先〉へお問い合わせください。

〈照会先〉

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、後記「(5)その他」の①の(a)、②および③の(b)に該当した場合には、信託を終了することができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月18日から翌年6月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託契約の解約(繰上償還)

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、(a)の事項について書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) (b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除いた者をいいます。)は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) (b)から(d)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

(a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがいます。

(b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「⑤信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

③受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、また併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.co.jp）に掲載します。

※電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとしします。また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、別段の意思表示のない限り、原則として解約する

まで効力を有するものとします。

⑧他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当該信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」および「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

⑨運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。)に支払います。償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社の本支店、営業所等において行います。受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求(換金申込)を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

④帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（2022年6月18日から2023年6月19日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

HSBCアセットマネジメント株式会社

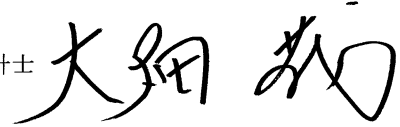
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているHSBC インド・インフラ株式オープン(以下「ファンド」という)の2022年6月18日から2023年6月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC インド・インフラ株式オープンの2023年6月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、HSBCアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

HSBCアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

H S B C インド・インフラ株式オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2022年6月17日現在	第14期 2023年6月19日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,428,034,596	11,125,819,904
未収入金	40,421,113	40,198,769
流動資産合計	6,468,455,709	11,166,018,673
資産合計	6,468,455,709	11,166,018,673
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,370,977	86,042,903
未払解約金	40,421,113	40,198,769
未払受託者報酬	2,797,011	3,083,644
未払委託者報酬	66,265,437	73,683,430
その他未払費用	666,108	803,133
流動負債合計	149,520,646	203,811,879
負債合計	149,520,646	203,811,879
純資産の部		
元本等		
元本	6,561,829,575	8,604,290,398
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△242,894,512	2,357,916,396
（分配準備積立金）	1,352,804,120	3,002,675,684
元本等合計	6,318,935,063	10,962,206,794
純資産合計	6,318,935,063	10,962,206,794
負債純資産合計	6,468,455,709	11,166,018,673

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2021年6月18日 至 2022年6月17日	第14期 自 2022年6月18日 至 2023年6月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,378,428,743	2,564,519,452
営業収益合計	1,378,428,743	2,564,519,452
営業費用		
受託者報酬	5,810,816	5,732,552
委託者報酬	138,160,859	136,039,369
その他費用	1,970,838	1,994,956
営業費用合計	145,942,513	143,766,877
営業利益又は営業損失(△)	1,232,486,230	2,420,752,575
経常利益又は経常損失(△)	1,232,486,230	2,420,752,575
当期純利益又は当期純損失(△)	1,232,486,230	2,420,752,575
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	513,562,884	301,713,198
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,622,241,521	△242,894,512
剰余金増加額又は欠損金減少額	796,094,045	567,814,434
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	796,094,045	42,695,658
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	525,118,776
剰余金減少額又は欠損金増加額	96,299,405	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	96,299,405	-
分配金	39,370,977	86,042,903
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△242,894,512	2,357,916,396

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2023年6月17日及び2023年6月18日が休日のため、信託約款第39条により、第14期計算期間末日を2023年6月19日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第13期 2022年6月17日現在	第14期 2023年6月19日現在
1. 受益権の総数 6,561,829,575口	1. 受益権の総数 8,604,290,398口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 242,894,512円	2. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2740円 (10,000口当たり純資産額) (12,740円)
3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9630円 (10,000口当たり純資産額) (9,630円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 2021年6月18日 至 2022年6月17日	第14期 自 2022年6月18日 至 2023年6月19日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 28,679,330円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 28,280,756円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 40,041,751円	A 費用控除後の配当等収益額 54,811,651円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 678,881,595円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 2,064,227,726円
C 収益調整金額 796,370,943円	C 収益調整金額 1,859,830,692円
D 分配準備積立金額 673,251,751円	D 分配準備積立金額 969,679,210円
E 当ファンドの分配対象収益額 2,188,546,040円	E 当ファンドの分配対象収益額 4,948,549,279円
F 当ファンドの期末残存口数 6,561,829,575口	F 当ファンドの期末残存口数 8,604,290,398口
G 10,000口当たり収益分配対象額 3,335円	G 10,000口当たり収益分配対象額 5,751円
H 10,000口当たり分配金額 60円	H 10,000口当たり分配金額 100円
I 収益分配金金額 39,370,977円	I 収益分配金金額 86,042,903円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 第13期 自 2021年6月18日 至 2022年6月17日	第14期 自 2022年6月18日 至 2023年6月19日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。	同左
金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左

金融商品に係るリスクの管理体制	運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。 リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的に開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第13期 2022年6月17日現在	第14期 2023年6月19日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額		金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法		親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

第13期(2022年6月17日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	862,679,140
合計	862,679,140

第14期(2023年6月19日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,281,751,446
合計	2,281,751,446

(デリバティブ取引に関する注記)

第13期(2022年6月17日現在)

該当事項はありません。

第14期(2023年6月19日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第13期(自2021年6月18日 至 2022年6月17日)

該当事項はありません。

第14期(自2022年6月18日 至 2023年6月19日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

第13期 2022年6月17日現在	第14期 2023年6月19日現在
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 9,371,346,671円	期首元本額 6,561,829,575円
期中追加設定元本額 2,121,611,944円	期中追加設定元本額 4,226,493,571円
期中一部解約元本額 4,931,129,040円	期中一部解約元本額 2,184,032,748円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	H S B C インド・インフラ株式マザーファンド	6,804,782,816	11,125,819,904	
合計		6,804,782,816	11,125,819,904	

(注1) 券面総額の数値は口数で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「H S B C インド・インフラ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C インド・インフラ株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外です。

貸借対照表

(単位：円)

2023年 6月19日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	146,876,785
コール・ローン	255,165,989
株式	10,761,853,615
派生商品評価勘定	176,470
未収配当金	1,861,913
流動資産合計	11,165,934,772
資産合計	11,165,934,772
負債の部	
流動負債	
未払解約金	40,198,769
未払利息	768
その他未払費用	2,687
流動負債合計	40,202,224
負債合計	40,202,224
純資産の部	
元本等	
元本	6,804,782,816
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	4,320,949,732
元本等合計	11,125,732,548
純資産合計	11,125,732,548
負債純資産合計	11,165,934,772

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 原則として海外取引所における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。 外貨建取引等の処理基準

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。
-------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

2023年 6月19日現在	
1. 受益権の総数	6,804,782,816口
2. 1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6350円
(10,000口当たり純資産額)	(16,350円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2022年 6月18日 至 2023年 6月19日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。
金融商品に係るリスクの管理体制	運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。 リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的に開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 2023年 6月19日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額ははありません。
時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、

帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(2023年 6月19日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,142,547,908
合計	2,142,547,908

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

(2023年 6月19日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	14,018,400	—	14,194,870	176,470
	米ドル	14,018,400	—	14,194,870	176,470
合計		14,018,400	—	14,194,870	176,470

時価の算定方法

為替予約取引

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法により評価しております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自2022年6月18日 至 2023年6月19日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

2023年 6月19日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 6月18日
期首元本額	5,329,603,347円
期中追加設定元本額	3,335,152,737円
期中一部解約元本額	1,859,973,268円
期末元本額	6,804,782,816円
元本の内訳※	
HSBC インド・インフラ株式オープン	6,804,782,816円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託の元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORPORATION LIMITED	150,000	376.800	56,520,000.00	
	OIL AND NATURAL GAS CORPORATION LIMITED	1,000,000	157.000	157,000,000.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	200,000	2,577.400	515,480,000.00	
	CARBORUNDUM UNIVERSAL LTD	150,000	1,231.500	184,725,000.00	
	DALMIA BHARAT LTD	85,000	2,254.850	191,662,250.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	200,000	426.950	85,390,000.00	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	350,000	544.200	190,470,000.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	22,000	8,333.250	183,331,500.00	
	ABB INDIA LIMITED	33,000	4,336.900	143,117,700.00	
	AHLUWALIA CONTRACTS LIMITED	100,000	626.400	62,640,000.00	
	ASHOK LEYLAND LIMITED	800,000	164.400	131,520,000.00	
	BHARAT ELECTRONICS LIMITED	2,000,000	125.200	250,400,000.00	
	BLUE STAR LTD	100,000	1,529.650	152,965,000.00	
	ESCORTS LIMITED	50,000	2,179.400	108,970,000.00	
	FINOLEX CABLES LTD	175,000	872.350	152,661,250.00	
	GMM PFAUDLER LTD	60,000	1,496.150	89,769,000.00	
	HG INFRA ENGINEERING LTD	150,000	860.750	129,112,500.00	
	KAJARIA CERAMICS LIMITED	75,000	1,290.050	96,753,750.00	
	KEI INDUSTRIES LIMITED	75,000	2,242.900	168,217,500.00	
	KIRLOSKAR OIL ENGINES LTD	300,000	415.400	124,620,000.00	
	KNR CONSTRUCTIONS LIMITED	450,000	241.200	108,540,000.00	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	250,000	2,366.800	591,700,000.00	
	PNC INFRATECH LIMITED	425,000	336.750	143,118,750.00	
	POLYCAB INDIA LTD	40,000	3,574.700	142,988,000.00	
	POWER MECH PROJECTS LTD	25,000	3,269.800	81,745,000.00	
	SCHAEFFLER INDIA LIMITED	28,000	3,184.550	89,167,400.00	
	SIEMENS INDIA LIMITED	37,000	3,793.100	140,344,700.00	
	TD POWER SYSTEMS LTD	350,000	213.850	74,847,500.00	
	TIMKEN INDIA LTD	20,000	3,496.950	69,939,000.00	
	VOLTAS LIMITED	100,000	796.200	79,620,000.00	
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	100,000	668.300	66,830,000.00	
	MAHINDRA LOGISTICS LTD	175,000	367.600	64,330,000.00	
	VRL LOGISTICS LIMITED	150,000	721.450	108,217,500.00	
	HONEYWELL AUTOMATION INDIA	2,400	42,040.450	100,897,080.00	
	BHARTI AIRTEL LIMITED	200,000	837.800	167,560,000.00	
	GUJARAT STATE PETRONET LIMITED	375,000	301.750	113,156,250.00	

	NTPC LIMITED	1,500,000	188.200	282,300,000.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	700,000	246.450	172,515,000.00	
	TATA POWER COMPANY LIMITED	400,000	222.250	88,900,000.00	
	DLF LIMITED	396,072	496.000	196,451,712.00	
	PHOENIX MILLS LTD	80,000	1,581.000	126,480,000.00	
	インドルピー 小計	11,878,472		6,184,973,342.00 (10,761,853,615)	
	合 計	11,878,472		10,761,853,615 (10,761,853,615)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）です。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
インドルピー	株式 41銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

HSBC インド・インフラ株式オープン

2023年6月30日現在

I 資産総額	11,478,853,361 円
II 負債総額	29,232,966 円
III 純資産総額（I－II）	11,449,620,395 円
IV 発行済口数	8,836,580,958 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2957 円
（1万口当たり純資産額）	（12,957 円）

（参考）HSBC インド・インフラ株式マザーファンド

2023年6月30日現在

I 資産総額	11,478,744,371 円
II 負債総額	22,623,704 円
III 純資産総額（I－II）	11,456,120,667 円
IV 発行済口数	6,885,169,876 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6639 円
（1万口当たり純資産額）	（16,639 円）

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等

その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株
直近5ヶ年における資本金の額の増減	
該当事項はありません。	

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

②投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、業務本部、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドにかかる左記事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

2【事業の内容及び営業の概況】

①「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

②2023年6月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	44	720,510百万円
単位型株式投資信託	3	17,999百万円
合 計	47	738,509百万円

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(3) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月3日

HSBCアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBCアセットマネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBCアセットマネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	※ 2	2, 208, 478	1, 872, 405
前払費用		18, 098	12, 065
未収入金		28, 578	21, 657
未収委託者報酬		1, 700, 876	1, 493, 102
未収運用受託報酬		73, 265	76, 907
未収収益		114, 876	133, 598
未収還付法人税等		-	48, 618
流動資産合計		4, 144, 174	3, 658, 355
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	1, 307	-
器具備品		191	24
有形固定資産合計		1, 498	24
無形固定資産			
ソフトウェア		2, 741	4, 441
無形固定資産合計		2, 741	4, 441
投資その他の資産			
敷金		34, 632	34, 432
繰延税金資産		166, 885	185, 743
投資その他の資産合計		201, 518	220, 176
固定資産合計		205, 758	224, 642
資産合計		4, 349, 932	3, 882, 997
負債の部			
流動負債			
未払金		759, 742	665, 231
未払費用	※ 2	1, 106, 263	977, 866
関係会社短期借入金	※ 2	24, 415	50, 700
未払消費税等		102, 720	13, 231
未払法人税等		122, 398	-
賞与引当金		219, 690	218, 338
流動負債合計		2, 335, 231	1, 925, 369
負債合計		2, 335, 231	1, 925, 369
純資産の部			
株主資本			
資本金		495, 000	495, 000
利益剰余金			
利益準備金		123, 750	123, 750
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1, 395, 951	1, 338, 878
利益剰余金合計		1, 519, 701	1, 462, 628
株主資本合計		2, 014, 701	1, 957, 628
純資産合計		2, 014, 701	1, 957, 628
負債・純資産合計		4, 349, 932	3, 882, 997

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,181,425	5,704,940
業務受託報酬	511,973	364,328
運用受託報酬	91,406	94,654
営業収益計	6,784,805	6,163,924
営業費用		
支払手数料	2,610,513	2,386,382
広告宣伝費	49,229	43,108
調査費		
調査費	71,941	75,084
委託調査費	1,448,127	1,415,203
調査費計	1,520,069	1,490,287
委託計算費	147,568	147,327
営業雑費		
通信費	4,823	4,406
印刷費	31,138	25,829
協会費	9,183	8,506
諸会費	288	29
営業雑費計	45,435	38,772
営業費用計	4,372,815	4,105,878
一般管理費		
給料		
役員報酬	72,612	64,196
給料・手当	724,292	730,942
退職金	—	39,181
賞与引当金繰入額	225,864	217,191
給料計	1,022,770	1,051,511
交際費	267	764
旅費交通費	1,179	4,913
租税公課	17,925	13,121
不動産賃借料	101,361	78,116
固定資産減価償却費	909	1,433
弁護士費用等	41,713	29,838
事務委託費	840,832	856,188
保険料	5,080	6,671
諸経費	66,135	78,055
一般管理費計	2,098,174	2,120,616
営業利益又は営業損失 (△)	313,815	△62,570
営業外収益		
雑収入	218	—
営業外収益計	218	—
営業外費用		
支払利息	482	2,231
為替差損	7,304	4,143
営業外費用計	7,786	6,374
経常利益又は経常損失 (△)	306,247	△68,944
特別損失		
固定資産除却損	—	1,341

特別損失計	-	1,341
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	306,247	△70,285
法人税、住民税及び事業税	115,665	5,645
法人税等調整額	△12,316	△18,857
当期純利益又は当期純損失 (△)	202,898	△57,073

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,193,052	1,316,802	1,811,802	1,811,802
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	202,898	202,898	202,898	202,898
当期変動額合計	－	－	202,898	202,898	202,898	202,898
当期末残高	495,000	123,750	1,395,951	1,519,701	2,014,701	2,014,701

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,395,951	1,519,701	2,014,701	2,014,701
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	△57,073	△57,073	△57,073	△57,073
当期変動額合計	-	-	△57,073	△57,073	△57,073	△57,073
当期末残高	495,000	123,750	1,338,878	1,462,628	1,957,628	1,957,628

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5～15年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ソフトウェア 5年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、及び業務受託報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１） 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２） 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、確定した報酬を顧問口座によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 業務受託報酬

当社の関係会社から受け取る業務受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき認識されます。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、当社が関係会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該変更による影響は軽微であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該変更による財務諸表に与える影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

当事業年度の財務諸表等の作成に際して行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)	
建物附属設備	39,099	千円	-	千円
器具備品	10,825	千円	562	千円

※ 2 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)	
現金及び預金	1,578,802	千円	1,170,684	千円
未払費用	109,907	千円	135,127	千円
関係会社短期借入金	24,415	千円	50,700	千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

（リース取引関係）

両事業年度とも該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日時点における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,208,478	2,208,478	—
(2) 未収委託者報酬	1,700,876	1,700,876	—
(3) 未収運用受託報酬	73,265	73,265	—
(4) 未収収益	114,876	114,876	—
(5) 未収入金	28,578	28,578	—
資産計	4,126,075	4,126,075	—
(1) 未払金	759,742	759,742	—
(2) 未払費用	1,106,263	1,106,263	—
(3) 関係会社短期借入金	24,415	24,415	—
(4) 未払法人税等	122,398	122,398	—
負債計	2,012,820	2,012,820	—

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益、
(5) 未収入金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 関係会社短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の決算日後の償却予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	2,208,478	—
未収委託者報酬	1,700,876	—
未収運用受託報酬	73,265	—
未収収益	114,876	—
未収入金	28,578	—
合計	4,126,075	—

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。

おります。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

金銭債権の決算日後の償却予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,872,405	—
未収委託者報酬	1,493,102	—
未収運用受託報酬	76,907	—
未収収益	133,598	—
未収入金	21,657	—
合計	3,597,671	—

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(退職給付関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(持分法損益等)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記「セグメント情報等」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

両事業年度とも、当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位: 千円)

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	6,181,425	511,973	91,406	6,784,805

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位: 千円)

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	5,704,940	364,328	94,654	6,163,924

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位: 千円)

日本	その他	合計
6,192,836	591,970	6,784,805

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位: 千円)

日本	その他	合計
5,657,042	506,881	6,163,924

②有形固定資産

両事業年度とも、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額です。なので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

両事業年度とも、対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	39,929 千円	38,844 千円
未払費用否認	52,502 千円	78,856 千円
賞与引当金否認	67,269 千円	66,855 千円
未払事業税等	7,185 千円	1,188 千円
繰延税金資産の合計	166,885 千円	185,743 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	—
住民税均等割	0.2 %	—
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.9 %	—
その他	△0.0 %	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.7 %	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行使 等の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited *4	香港	116,102百万 香港ドル 7,198百万 米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・ 資金の調達・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入	※	現金及び 預金	1,578,802
							*2 資金の借入	※	関係会社短期 借入金	24,415
							*3 事務委託等	627,516	未払費用	109,907

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行使 等の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited *4	香港	123,948百万 香港ドル 7,198百万 米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・ 資金の調達・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入	※	現金及び 預金	1,170,684
							*2 資金の借入	※	関係会社短期 借入金	50,700
							*3 事務委託等	622,585	未払費用	135,127

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 短期借入金はすべて当座借越となっております。

*3 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該会社との取引は、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited の東京支店に対するものです。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	166,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	154,900	未払費用	122,057
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*4 業務受託報酬	60,552	未収収益	14,782
							*1 支払投資 運用報酬	493,639	未払費用	282,966
							*2 事務委託	40,861		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス スクールブ ヴォア	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	339,740	未収収益	82,994
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	462,944	未払費用	361,385
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託等	人件費・事務所 賃借料等	1,148,883		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨ ーク	1,002 米ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	440,240	未払費用	195,989
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Services Limited	英国 ロンドン	14 米ドル	持株会 社	なし	事務委託等	*2 事務委託	13,673		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセル ドルフ	2,600千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用契約・ 業務委託契約	*4 業務受託報酬	32,376		
							*1 支払投資 運用報酬	19,112		

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	166,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	168,049	未払費用	87,384
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*4 業務受託報酬	8,080	未収収益	10,010
							*1 支払投資 運用報酬	475,469	未払費用	277,695
							*2 事務委託	50,242		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス スクールブ ヴォア	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	256,610	未収収益	79,365
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	415,134	未払費用	204,140

同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	パハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,268,513	未払費用	43,671
									敷金	34,632
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	415,109	未払費用	173,659
同一の親会社を持つ会社	HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	インド ハイデラバード	3,554,678千インドルピー	サービス業	なし	事務委託等	*2 事務委託	12,958		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*4 業務受託報酬	31,531		
							*1 支払投資運用報酬	19,516	未払費用	17,328

上記金額のうち、一部の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limited の東京支店に対するものです。
- *4 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)
1株当たり純資産額	959,381.59円	932,203.82円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	96,618.33円	△27,177.77円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	202,898	△57,073
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	202,898	△57,073
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- （１）定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- （２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

HSBC インド・インフラ株式オープン

約 款

HSBC アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
H S B C インド・インフラ株式オープン
ー運用の基本方針ー

約款第19条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

H S B C インド・インフラ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- ② 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用（主としてインド共和国（以下「インド」といいます。）の証券取引所に上場されているインフラ関連株式に投資）を直接行うことがあります。
- ③ 上記の証券取引所は、ボンベイ証券取引所およびナショナル証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。
- ④ 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、ヘッジ目的に限定します。
- ⑦ 当初設定時および償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

年1回の決算時に、原則として以下の方針に基づき、収益の分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
H S B C インド・インフラ株式オープン
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、H S B C アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条および第31条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金8,580,903,892円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託期間は、信託契約締結日から、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については8,580,903,892口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第13条 指定販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって、取得の申込に応ずるものとします。ただし、指定販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、取得申込日が別に定める日に当たる場合には、受益権の取得申込には応じないものとします。ただし、第44条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託者が合理的に判断する場合、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (1) 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、H S B Cアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるH S B C インド・インフラ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）

を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第26条まで、第28条、第30条、第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第26条まで、第28条、第30条、第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権

証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株式を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株式の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付に係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引

を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売り）

第27条 委託者は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができないものとします。

（公社債の借入れ）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条 外貨建有効証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で、第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有効証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有効証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有効証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有効証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができ

ます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年6月18日から翌年6月17日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成22年6月17日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 以下の諸費用（以下「その他諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項に定めるその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項においてその他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤ 第3項においてその他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の額)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の190以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の38の率を乗じて得た金額とします。

(収益の分配方式)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）

に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目以降から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が別に定める日に当たる場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託者が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10

億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は第54条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任できないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属する

ときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
www.assetmanagement.hsbc.co.jp

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月1日

委託者 H S B C アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

I 別に定める日 (取得申込および一部解約の実行の請求の受付不可日)

約款第13条第1項および第47条第1項の「別に定める日」は、次のものをいいます。

- ・インドの証券取引所 (ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所) の休場日
- ・香港の証券取引所の休場日

親投資信託

HSBC インド・インフラ株式マザーファンド

約 款

HSBCアセットマネジメント株式会社

親 投 資 信 託
H S B C インド・インフラ株式マザーファンド
－運用の基本方針－

約款第16条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主にインド共和国（以下「インド」といいます。）の証券取引所に上場している株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてインドの証券取引所に上場している株式（これに準ずるものを含みます。）を投資対象とします。また、投資対象企業のA D R（米国預託証券）やG D R（グローバル預託証券）も投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① この投資信託は、主としてインドの証券取引所に上場されているインフラ関連株式に投資します。また、インドのインフラに関わるインド以外の国の企業の株式に投資する場合があります。
- ② 上記の証券取引所は、ボンベイ証券取引所およびナショナル証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式や、投資対象企業のA D R（米国預託証券）やG D R（グローバル預託証券）も投資対象とすることがあります。
- ③ 運用委託契約に基づいて、H S B Cグローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- ④ 株式の組入比率は、原則として高位に維持します。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、ヘッジ目的に限定します。
- ⑦ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親 投 資 信 託
H S B C イ ン ド ・ イ ン フ ラ 株 式 マ ー フ ァ ン ド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、H S B C アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第15条および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金8,580,903,892円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託期間は、信託契約締結日から第45条第1項および第2項、第46条第1項、第47条第1項ならびに第49条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券（第11条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第7条および第51条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするH S B C アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については8,580,903,892口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者の発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この

場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
- 2. 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (1) 為替手形

(運用の指図範囲等)

第14条 委託者（第17条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第16条、第18条から第26条まで、第28条および第32条から第34条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に

限ります。)

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第16条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（運用の権限委託）

第17条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

商号： H S B C グローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

所在地： Singapore

委託内容：有価証券等に関する運用指図

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者と運用の権限を委託される者との間で支払われるものとし、信託財産からの直接の支弁は行いません。なお、その報酬の額は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託から支払われ、当該報酬の支払期日は、当該証券投資信託の約款に定める信託報酬の支払期日にしたうものとしします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとしします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第19条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株式を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株式の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとしします。

(先物取引等の運用指図・目的)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提

供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第23条の2 委託者は、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売り)

第25条 委託者は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができないものとします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第17条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいい、外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類するものを含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年6月18日から翌年6月17日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成22年6月17日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第40条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払時期)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合は、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると

きの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合ならびに、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他

の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第51条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益証券の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

www.assetmanagement.hsbc.co.jp

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月1日

委託者 H S B C アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱U F J 信託銀行株式会社